

平成22年7月22日

各 位

京都府中小企業団体中央会

平成22年度「下請ガイドライン説明会」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本事業の推進につきまして、格別のご指導・ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、本会では、下記のとおり「下請ガイドライン説明会」を開催させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

下請ガイドラインは、中小企業の生産性向上のため、下請事業者と親事業者の“win-win”の関係づくりを目指し、理想的な取引（ベストプラクティス）や、下請代金支払遅延等防止法で問題となり得る行為などを例示し、下請適正取引の推進を図ることを目的に政府が策定しているもので、現在、素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック運送、建材・住宅設備、放送コンテンツの11業種のガイドラインがあります。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年8月4日（水）午後1時～3時
2. 場 所 ガレリアかめおか 2F大広間
〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1-1
3. 対象業種 南丹区域管内の中小企業者
4. 講師 弁護士法人 田中彰寿法律事務所 田中彰寿氏
5. お申し込み 参加ご希望の方は、FAXにてお申し込みください。
6. 協賛 南丹区域 商工会・商工会議所広域連携協議会

以上

【お問合せ】

京都府中小企業団体中央会 企画調整課 担当：金子清美

TEL：075-314-7131 FAX：075-314-7130

亀岡商工会議所 中小企業相談所 担当：平田・吉岡

TEL：0771-22-0053 FAX：0771-25-1200

……8月4日(水)下請ガイドライン説明会参加申込書……

FAX:0771-25-1200

亀岡商工会議所 行

・FAX申込「参加申込書」に必要事項記入の上、
亀岡商工会議所までお送りください。

フリガナ 企業名			
住所	〒 ー		
担当者	部署名 フリガナ 氏名	役職名	
電話番号		E-mail	

【個人情報の利用目的】お預かりした個人情報は、本事業に係るご連絡及び中央会事業のご案内の目的のみ使用いたします。無断で第三者に情報を提供することはありません。(法令により開示を求められた場合を除く。)

下請代金支払遅延等防止法

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

【下請代金支払遅延等防止法】

- ・親事業者と下請事業者の間の「**適正な取引の実現**」と「**下請事業者の利益を保護**」を目的としています。
- ・下請代金の支払遅延、減額、買いたたきなどを取締ります。平成18年度は約12万社の親及び下請事業者に対して、下請取引に関する書面調査を実施しました。その情報を活用し、約4千社の親事業者に対して警告文書を発出するとともに、約1千社の親事業者に対して立入検査を行いました。その結果、違反行為が見られた約900社の親事業者に改善指導をしました。
- ・下請代金法では、①親事業者が守らなくてはならない4つの義務と、②行ってはいけない11の禁止行為が定められています。

■改善指導、勧告等を行います

悪質な違反者に対しては、原状回復を求めるとともに、再発防止策を講じるよう、改善勧告を行います。勧告を受けた事業者は、企業名を公表される場合があります。

■情報提供について

親事業者から買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為を受けているなど、下請取引上の問題のある場合には、積極的に全国の相談窓口へ情報提供して下さい。なお、その情報提供に係る秘密は必ず守りますので、ご安心下さい。